

路上喫煙禁止条例（世田谷区の取り組み）

路上喫煙禁止条例とは、

路上でのタバコの喫煙行為をなくすことを主な目的とした日本の条例の総称である。

| 地方自治体 | 条例名 | 内容 |
|-------|-------------------|-----------------------|
| 世田谷区 | 世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例 | 歩きタバコの自粛と路上喫煙禁止区画を制定。 |

ポイ捨て防止の取り組み

◎主旨

まちの環境美化について、区・区民・事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他の必要な事項を定めることにより、「共に支え共に生きるヒューマン都市世田谷」にふさわしい、清潔できれいなまちづくりを推進するため、区内全域でポイ捨てと落書きを禁止する『世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例』を平成9年10月に制定・公布し、平成10年4月に施行しました。

この条例は、空き缶・たばこの吸い殻等の放置・投げ捨てといったいわゆる「ポイ捨て」に加え、立看板等、犬のふんの不始末及び落書き行為も対象としています。なお、まちをきれいにするという目的に合致する「あき地の管理の適正化に関する条例」を統合しました。

◎環境美化推進地区

まちの環境美化の推進に関する施策を重点的に実施する必要がある、かつ、区民等及び事業者がまちの環境美化を推進するための活動に積極的に取り組んでいると認める地区を環境美化推進地区として別に条例で定めます。

平成11年3月に「世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例」を制定し、同年4月に下北沢駅周辺地区を環境美化推進地区として指定しました。

その後、平成11年11月に二子玉川駅周辺地区を、

また、平成12年4月に三軒茶屋、喜多見、千歳烏山各駅周辺地区を環境美化推進地区として指定しました。

「環境美化推進地区」内でのポイ捨て行為については罰則の規定があり、2万円以下の罰金が科せられることがあります。